

防犯

年末の安全なまちづくり県民運動

12月1日(水)～12月20日(月)

運動の趣旨

この運動は、県民一人ひとりが防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起さない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点

- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の防止
- 自動車盗の防止

問合先

安全安心課

FAX
444-0862

手口	令和3年9月中認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	0件	-3件
乗物盗(自動車盗など)	16件	+6件
非侵入盗(車上ねらいなど)	22件	+13件
計	38件	+16件

問合先 安全安心課
☎444-0862 FAX441-8330

消防

年末にかけて防火点検を

毎年、寒さが厳しい

時期になると、暖房器具等を使う機会が増え、火に対する注意が必要になります。

消防団では、12月28日(火)から年末の夜間特別警戒を実施します。ご家庭でも火を使つた後や、お出かけ前、お休み前にはもう一度火の元を確かめ、防火に努めましょう。



- 問合先 安全安心課
☎444-0862
FAX
441-8330

あま市消防団員募集!

「この街を火災や災害から守るためににはみなさんの力が必要です。

消防団とは?

条例に基づいて市が設置している消防機関です。

消防団員は他に職業や学業を持ちながら、火災発生時の消火活動や地震、風水害などの自然災害における救助活動、避難誘導などをを行うとともに、平常時には災害時に備え日々訓練を行つています。また、防火啓発、

年末の夜間特別警戒など地域の安全安心のために活動しています。
主な待遇

消防団員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員です。災害時の出動手当、年額報酬等(年間3万6千円)が支給され、災害補償制度にも加入しております。また、一定期間以上勤務し、退団した場合は、退職金が支給されます。

市内在住もしくは在勤で18歳以上のうち健康で身体を動かすことに支障がない方。

- 申込・問合先 安全安心課
☎444-0862
FAX
441-8330



防災

市では、市内42区内の殆どにおい
避難所の運営について

て自主防災会を組織し、活動をしていただいている。発災時には、職員が避難所にたどり着けないことも想定されるため、自主防災会を中心に行なうと、市においても備蓄はしていますが、それに加えて自主防災会単位でも田頃よりチエンソーや発電機などの資機材及び非常食や水などの備蓄をしていただいている。避難所運営が長期化する場合には、自主防災会が避難所運営の中心となることでの中心となることで、市行政は支援物資の分配等の後方支援や復興支援に回ることができ、より早く災害からの復旧・復興に取りかかることができます。田頃より地域の自主防災活動に興味を持ち、公助のみならず、自助・共助を心がけ、いやといつともに備えるようにしていただきたい。

(参考)市公式ウェブサイトの「あま市避難所運営マニュアル活用の手続き」を「」で見ることができます。

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/safety/bousai/1002242.html>

問合先 安全安心課
☎444-0862
FAX
441-8330



【家具転倒防止器具の取付支援】

市では家具転倒防止器具の取付支援を無料で行っています。

対象(同一年度に1回まで)

- ①高齢者(65歳以上)の属する世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③中学生以下の子供もどきの母親のみの世帯

受付期間

令和4年2月28日(月)までに所定の申請書に必要事項を記入し、安全安心課(本庁舎)、もしくは七宝・甚目寺市民サービスセンターへお申し込みください。(土・日曜・祝日と年末年始を除く)ただし、定数に達した場合は受付を終了します。

事業の内容等

- ①家具転倒防止器具(金具)を用いて柱、壁等に固定します。
- ②家具固定は、1世帯につき家具3本までとあります。
- ③対象は木製家具、冷蔵庫とする。アノ、仏壇等は不可。
- ④取付作業は委託業者が行います。

問合先 安全安心課

FAX 441・83330

☎ 444・0862

【あま市防災情報メールについて】

市では、災害時における避難所の開設、避難指示等の情報を携帯電話のメールサービス「あま市防災情報メール」で配信しています。

確実に情報を伝えることができますので、1人でも多く「登録」いただけますようお願いします。

登録先メールアドレス

bousai.amacity@raiden.ktaiwor.k.jp

- ①携帯電話等の新規メールに宛先を入力し空メールを送信する。



- 件名・本文は必要ないので、宛先のみ入力してください。
②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※空メールが送信できない場合は本文に何か1文字入れてください。

※受信設定をしている方は「メイン指定」を解除して下さい。

※登録ができない場合は、安全安心課へお問い合わせください。

問合先 安全安心課

FAX 441・83330

☎ 444・0862

ビジネス継続サポート応援金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている市内中小企業者等の事業継続及び雇用の維持を支援するため応援金を交付します。

対象事業者等応援金の詳細や申請書類等は、市公式ウェブサイトまたは本庁舎、甚目寺・七宝市民サービスセンターに掲載・設置しておりますので、ご確認ください。

申請期間

11月18日(木)から令和4年1月31日(月)(当日消印有効)まで

交付対象区分・金額

- ①飲食業サポート 10万円
- ②観光・交通関連業サポート 50万円
- ③農業サポート 30万円
- ④全業種サポート 5万円



申請方法

申請書類に必要添付書類を添えて、郵送または本庁舎、甚目寺・七宝市民サービスセンターに設置の「ビジネス継続サポート応援金申請書類投函箱」に投函してください。

問合先 ビジネス継続サポート応援金事務局 ☎ 444・1001

<https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/sangyo/syoukou/1006628/1007653.html>

